

熊本県公報

号外 第 8 号
平成 16 年 3 月 12 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県職員等の任用に関する規則の一部を改正する規則……………(人事委員会) 1
- 熊本県職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………(") 2
- 熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則……………(") 5
- 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………(") 5
- 熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………(") 5
- 熊本県職員等の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………(") 5
- 熊本県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則等の一部を改正する規則……………(") 6
- 熊本県職員等の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………(") 6
- 営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則……………(") 6
- 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則……………(") 7
- 熊本県職員等の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程……………(") 7
- 熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程……………(") 7
- 熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………(") 8

登 載 依 頼

熊本県職員等の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 3 月 12 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 2 号

熊本県職員等の任用に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の任用に関する規則（昭和 46 年熊本県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条の見出しを「(条件付採用期間の延長)」に改め、同条を次のように改める。

第 33 条 次の各号のいずれかに該当する職員については、条件付採用期間を当該各号に掲げる期間延長するものとする。

- (1) 条件付採用期間の開始後 6 月間において実際に勤務した日数が 90 日に満たない場合は、その日数が 90 日に達するまでの間
- (2) 警察官として採用され、所定の教育期間を経て実際に従事することとされているものについては、当該教育期間が終了するまでの間

2 任命権者は、前項に定めるもののほか、条件付採用期間中の職員については、正式採用になるためには能力の実証が十分でないことを認める場合においては、人事委員会の承認を得て、延長することができる。

3 前 2 項の規定による延長は、条件付採用期間の開始後 1 年を超えることができない。

別表第 1 職員採用試験（大学卒業程度）の部獣医師の項を削る。

別表第 2 中

作業療法士
言語聴覚士
臨床検査技師
看護師
船長
機関長
機関士
航海士
無線従事者
職業訓練指導員
速記

を

作業療法士
言語聴覚士
獣医師
臨床検査技師
看護師
船長
機関長
機関士
航海士
無線従事者
職業訓練指導員

に改める。

通 訊

速 記
通 訊

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 12 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第3号

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の通勤手当に関する規則（昭和33年熊本県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項中「月額」を「額」に改める。

第6条の前の見出し中「運賃等相当額」を「普通交通機関等に係る通勤手当の額」に改め、同条中「一般職員給与条例第10条第3項第1号及び県立学校給与条例第11条第3項第1号に規定する運賃等相当額の算出」を「普通交通機関等（特別急行列車等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額」に、「よる運賃等の額による」を「より算出する」に改める。

第8条第1項中「運賃等相当額」を「一般職員給与条例第10条第3項第1号及び県立学校給与条例第11条第3項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）」に、「よる額の総額」を「掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（一般職員給与条例第10条第8項及び県立学校給与条例第11条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にとっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
- (3) 人事委員会の定める普通交通機関等 人事委員会の定める額

第8条第2項中「の交通機関等を」を「において」に、「区間」を「普通交通機関等」に、「よる」を「定める」に改め、「の総額」を削る。

第8条の3第1項中「区分及び」を「区分並びに」に、「月額」を「額」に改め、同項第1号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に、「運賃等相当額及び前条に掲げる額の合計額（その額が45,000円）」を「一般職員給与条例第10条第3項第1号又は県立学校給与条例第11条第3項第1号及び一般職員給与条例第10条第3項第2号又は県立学校給与条例第11条第3項第2号に定める額（一般職員給与条例第10条第3項第1号及び県立学校給与条例第11条第3項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）並びに一般職員給与条例第10条第3項第2号又は県立学校給与条例第11条第3項第2号に定める額の合計額が55,000円）」に、「その額と45,000円との差額の2分の1を45,000円に加算した」を「その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同項第2号中「運賃等相当額が前条に掲げる額」を「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が一般職員給与条例第10条第3項第2号及び県立学校給与条例第11条第3項第2号に定める額」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第3号中「運賃等相当額が前条に掲げる額」を「1箇月当たりの運賃等相当額等が一般職員給与条例第10条第3項第2号及び県立学校給与条例第11条第3項第2号に定める額」に、「掲げる額」を「定める額」に改める。

第13条の見出し中「特別料金等の2分の1相当額」を「特別急行列車等に係る通勤手当の額」に改め、同条第1項中「一般職員給与条例第10条第4項及び県立学校給与条例第11条第4項に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額（以下「特別料金等の2分の1相当額」という。）の算出は、特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法が」を「特別急行列車等に係る通勤手当の額は、」に、「ものによる特別料金等の額による」を「特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出する」に改め、同条第2項中「及び第8条」を削り、「特別料金等の2分の1相当額」を「特別急行列車等に係る通勤手当の額」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、一般職員給与条例第10条第4項第1号及び県立学校給与条例第11条第4項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。